

別紙 2

令和 8 年度病院内保育所運営事業に係る事業計画書の作成について

1 提出データについて

以下を作成して提出する。

提出データ	
①かがみ文	提出前チェックを必ず行う。
②様式 1	令和 6 年度病院内保育施設設置医療機関決算状況
〔付属資料〕	令和 6 年度決算書(損益(収支)計算書) PDF
③様式 2	令和 8 年度病院内保育所運営事業計画書
〔付属資料〕	運営規則又は利用規約(保育のしおり等保育料、保育時間のわかるもの) PDF
〔付属資料〕〈運営が委託の場合〉	委託契約書の写し、委託料内訳の分かる書類 PDF
④様式 3	病院内保育施設の運営収支状況
〔付属資料〕	〈減価償却費欄に記載した場合〉減価償却の内訳 PDF
⑤様式 4	保育士等職員給与費明細書
⑥様式 5	病院内保育施設利用状況
⑦様式 5 の付表〈換算を行った場合〉	臨時保育(保育日数が月 15 日未満)の換算表
⑧様式 6 〈該当の場合〉	夜間(24 時間)保育実施計画
⑨様式 7 〈該当の場合〉	病児等保育実施計画
⑩様式 8 〈該当の場合〉	緊急一時保育実施計画
〔付属資料〕	契約書等の写し(未実施の場合は不要) PDF
⑪様式 9 〈該当の場合〉	休日保育実施計画

一連の様式(①かがみ文～⑪様式 9)は埼玉県庁ホームページからダウンロードして使用する。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/byouinnaihoiku/r4innnaihoikujigyokeikaku.html>

2 作成、今後の流れについての留意点

- ◎ 埼玉県ホームページに掲載した様式のデータを必ず使用する。
- ◎ 令和8年4月から8月までは実績に基づき記載する。9月以降は見込みで記載する。令和7年度の実績を勘案して作成する。
- ◎ 実績が見込みを下回ると減額が生じるので、見込みと実績が乖離しないよう注意する。
- ◎ 県の財務会計上、精算事務を翌年度5月末までに完了する必要がある。
今年度は令和9年4月第2週（4月9日（金））までに実績報告をしていただく予定。保育士への給与、休日・夜間・緊急一時・病児保育や対象経費の実支出額等について期日までに報告できるよう準備する。

（1）様式1「令和6年度病院内保育施設設置医療機関決算状況」

- ア 病（医）院の令和6年度決算書（損益（収支）計算書）を添付する。
令和7年度ではなく、前々年度である令和6年度の確定済みのものです。
法人全体の決算書ではなく、保育所を設置している病院単体の決算書ですが、病院単体の決算書を作成していない場合は、収入・支出等の按分により算出した額で結構です。（按分の計算等も手書きで記入する。）
- イ 令和6年度剰余金は税引前当期純利益（純損失）。
- ウ 千円未満の端数については百の位を四捨五入し、千円単位で記載する。

（2）様式2「令和8年度病院内保育所運営事業計画書」

- ア 病院内保育所に係る運営規則（開所時間、保育料がわかるもの）、利用規約及び保育のしおり等を添付する。
「開所時間」、「保育料」が記載されていない場合は、当該事項が分かる資料を別に添付する。
- イ 共同利用型院内保育施設については、院内保育施設を実際に設置している医療施設が、親病院として院内保育施設を単独経理する。その際、親病院は共同で利用する他の医療施設から、各々の負担分を受け取り、院内保育施設の設置者負担金として一括経理する。
 - ※ 共同利用型の類型
 - ・ 単独では院内保育所を設置できない複数の中小医療施設が共同で院内保育施設を設置する場合
 - ・ 単独で院内保育所を設置できる医療施設が設置した病院内保育所を、中小医療施設が共同利用する場合
- ウ 「運営方法」については、「直営」または「委託」のどちらか一方を選択する。
なお、「委託」の場合には、委託契約書の写し及び人件費等の委託料の内訳が分かる書類を添付する。
- エ 「委託状況」については、「全部委託」または「部分委託」（職員の一部を委託又は、年度途中から委託を検討中）のどちらか一方を選択する。

オ 保育時間（24時間表記）については運営規則等に明記されている時間を記入する。

カ 保育料月額、児童1人当たりの保育料月額を記入する。

（ア）保育料月額に年齢等により差がある場合は、保育料月額の総額を保育児童在籍数で除した額とする。

（イ）保育料が日又は時間単位で決まっている場合は、25日を1か月、8時間を1日として換算する。

キ 「地域住民の乳幼児等の保育状況」については、地域住民の乳幼児等の受入の有無についてチェックする。

「有」とした場合には、その乳幼児数の年間平均数（各月の保育数の和÷12）を記入する（小数点第2位を四捨五入）。

ク 「給食の状況」については、「保育所実施」・「利用者持参」・「その他」のいずれか一つを選択する（「その他」を選択した場合には、括弧内に状況を記載する。）。

ケ 「児童福祉施設最低基準」欄については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第5章に掲げられた基準を満たしている場合は○を、満たしていない場合は×を記入する。

※ 別添1「＜参考＞児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を参照する。

（3）様式3「病院内保育施設の運営収支状況」

ア 病院内保育施設運営費用には借入元金（支払利息は除く。）の返済、土地購入費等の資本取引に係る費用及び保育士等職員の給食費、支払利息等の保育外費用を除く。

イ 科目については別添2「病院内保育施設運営に係る科目の説明」を参照する。

ウ 運営収益の合計(f)と運営費用の合計(n)の金額を一致させる。

エ 運営を委託している場合の委託に係る費用については、「委託費 m」欄に記入する。

オ 運営費用の事務費用は、以下の例のように、可能な限り記載する。

例) 保育施設が病院建物内にあり、光熱水費は病院全体の金額でしか分からない。

→ 病院の面積と保育室の面積の割合で按分する。

（4）様式4「保育士等職員給与費明細書」

ア 令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間における支払額を記載。

イ 職名欄には、「保育士」、「保育士助手」のいずれかを記入する。

また、病児等保育を行っている施設で、病児等保育を専門で担当する看護職員については、「看護職員」と記入する。

事務職員・給食職員等、直接保育に関与しない職員については補助対象でないため計上しない。

ウ 常勤職員（保育士助手含む）については給料、職員手当等及び法定福利費の欄

に記入する。

非常勤職員については、職員ごとに「賃金」の欄に一括して記入する。

運営を委託している場合は、人件費に当たる額（委託料の額のうち手数料等を除いた金額）を「委託料」（E 欄）に一括して記入する。

エ 給料の欄には、賞与を含めて計上する。

法定福利費の欄には、健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料などの社会保険料の総額を計上する。

オ 備考欄には、給与支給当初月から最終月までの期間（在職期間）を記入する。

カ A、B、C、D 欄の各金額は、様式 3「病院内保育施設の運営収支状況調査票」の「職員俸給」・「職員諸手当」・「法定福利費」・「保育士等非常勤職員給与」の金額とそれぞれ一致させる。

（5）様式 5「病院内保育施設利用状況」

ア 対象は病院職員（全職種）の児童。（令和 8 年 4 月 1 日現在 6 才未満）

イ 令和 8 年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）の利用状況及び職員配置状況を記入する。

ウ 臨時に保育した児童を加算する場合は、「様式 5 の付表 臨時保育（保育日数が 15 日未満）の換算表」を作成する。

エ 「保育士等職員数」欄は、次により記入する。

（ア）保育士等職員は、「保育士」と「保育士助手」とし、「保育士」とは有資格者の保育士をいい、「保育士助手」とは、有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者（事務、給食職員等を除く）をいう。

（イ）「常勤職員」とは、年間を通じて平日毎日 8 時間以上勤務する者をいい、「非常勤職員」とは、常勤職員以外の者をいう。

（ウ）非常勤職員については、次の式により算出した数（保育士等常勤職員換算数）を保育士等職員数に算入する。

各非常勤職員の月（年）間延勤務時間数／（月（年）間開所日数×8 h）

（小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入）

オ 「病児等保育専任看護職員」欄には、病児等保育を専門で担当している看護職員の人数を記入する。

カ 計算によって生じた端数については、すべて小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入する。

キ 病院内保育施設利用児童数（令和 8 年 4 月）

4 月において 15 日以上保育した児童の年齢別内訳を記入（臨時保育は含まない）し、その内訳数を職種別に記入する。

「看護職員」とは、保健師・助産師・看護師・准看護師を指し、看護助手については「その他」に計上する。

(6) 様式5の付表「臨時保育（保育日数が月15日未満）の換算表」

臨時保育児童とは保育日数が月15日未満の児童をいう。次の方法により換算した上で保育児童数に含めて算定できる。

ただし、1日単位（8時間以上）で保育した児童が対象で、時間単位の保育をした児童については含めない。

※ 就業規則において育児短時間勤務が認められている者については、短時間勤務により1日8時間に満たない場合でも1日6時間以上であれば1日として保育日数に計上してよい。

〈臨時保育児童の換算式〉

保育児童換算数＝各臨時保育児童の月間保育日数÷実際の月間開所日数

例) その月において1日当たり8時間、15日間開所とし、

① 15日間保育した児童 3人… a

② 6日間 " 1人

③ 5日間 " 2人 である場合、

②について換算 $6日 \div 15日 \times 1人 = 0.40 \dots b$

③について換算 $5日 \div 15日 \times 2人 = 0.66 \dots c$

$a + b + c = 4.06 \rightarrow$ 小数点以下第2位を四捨五入して 4.1人

(7) 様式6「夜間（24時間）保育実施計画」

各月の実施日数を入力する。

今後の期間については、昨年度の実績や運営実態等を十分考慮し記入する。

実際の運営日数が、計画時の日数を下回ると補助金の減額が生じる。

(8) 様式7「病児等保育実施計画」

ア 実施に係る要件

(ア) 対象児童

○ 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

○ 保育所に通所している児童ではないが、上記と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(イ) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(ウ) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。

また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(エ) 職員配置等

- 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1人以上配置すること。なお、病児等の児童数が2人を超える場合には、病児等2人に対し看護職員1人の配置を基本とすること。
- 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(オ) 利用事務手続等

- 利用事務手続については、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

(カ) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げない。）。

(キ) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

イ 記入要領

(ア) 職員配置日数は病児等保育を行った（行う予定の）日数を記入する。

(イ) 「当該安静室について」の「病児等1人当たりの面積」については、予定している病児等の児童受け入れ定員の上限となる人数で安静室面積を除いた面

積を記載する。

- (ウ) 「病児等保育を専門に担当する看護職員の配置人員（年平均）」については、各月における常勤職員の人数の和を12で除した値を記載する。非常勤職員である場合には、各月において常勤換算した値を配置人員（年平均）に記載する。

各非常勤職員の月（年）間延勤務時間数／（月（年）間開所日数×8h）

（小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入）

- (エ) 「病児等保育の1日当たり保育料」が、保育児童によって異なる場合には、各児童の病児等保育1日当たり保育料の総和÷病児等保育児童数（実人員）で算出された平均保育料を記入する。

(9) 様式8「緊急一時保育実施計画」

ア 実施に係る要件

(ア) 緊急一時保育に対する補助について

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が緊急の呼び出しにより、家庭で保育を行うことが困難な児童がいた場合に、病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者へ当該児童の保育を委託することにより生じた費用を補助するものである。

（なお、保育サービスに係る自己負担額を病院内保育所が職員から徴収している場合には、病院内保育所の収入に算入すること。また、保育サービス提供事業者への支払いを当該病院内保育所の会計で行っていることが要件となる。）

(イ) 対象児童

病院内保育所設置医療機関の職員の乳児又は幼児（小学校低学年児童含む）であって、24時間保育を実施していない時間帯かつ病院内保育所開所時間外において、医療機関からの緊急の呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童。

(ウ) 対象となるサービス

病院内保育所が緊急一時保育について、保育サービス提供事業者と予め契約をしており、当該事業者が上記事項により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担したもの。

(エ) 緊急一時保育の対象となる保育サービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育が対象となる。

（公立保育所、認可保育所、都道府県又は市町村が行う行政措置及び家族並びに同居の親族が行う保育については対象としない。）

イ 「事業者種別」については、上記（エ）の中から該当する保育サービス提供事業者いずれか1つを記入する。

ウ 「利用児童数」については、病院内保育所設置医療機関全職員の児童を対象とした緊急一時保育利用（予定）児童数を記載する。

エ 緊急一時保育を実施している場合には、保育サービス提供事業者との契約書

(契約期間、人件費等の記載ある委託料の内訳などの書類等含む)を添付する。

(10) 様式9「休日保育実施計画」

ア 各月の実施日数を入力する。

今後の期間については、昨年度の実績や運営実態等を十分考慮し記入する。

実際の運営日数が、計画時の日数を下回ると補助金の減額が生じる。

イ 休日とは、日曜日、祝日並びに年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)をいう(ただし、診療日として表示する日を除く。)。